

# 新 法律トラブルを 斬る

10

回答  
尾崎上梓  
弁護士



**Q** 借金で困っています。毎月の返済額は給料とほぼ同じ額にまで増え、これ以上返済を続けていけそうにありません。でも、破産手続きは免除されないと仕事を辞めなければならなくなる、何年間も財産を持てなくなる、家族の財産まで取り上げられてしまうなどと聞きます。破産せずに何とかする方法はないでしょうか。

\*\*\*

\*\*\*

## ■借金の返済困難 ■破産しても残る生活費

り、今後の収入を考慮しても借金の返済が難しいようなら、破産を含めた解決策を検討する方がよいと思います。その前に、相談者は破産について随分と誤解されているようなので、その点を説明します。

破産手続きは破産者の生活の再生も目的にした制度です。破産者本人の当面の生活に対し配慮されており、一般的には職業を制限されてしまうことはありません。ただ、警備員や生命保険の外務員など、破産手続きの終了まで一時的に資格を制限されてしまう特別な職種もあります。

また、官報(国が発行する広報)には破産したことが掲載されますが、勤務先にまで通知されることはありません(勤務先から借金をしている場合などは通知されます)。

次に、財産について説明します。破産者が破産前に保有していた資産は、債権者への返済に充てられます。破産者本人の当面の生活に必要な一定の生活資金は確保できます

始まった後に破産者が得た給与なども破産者本人のものとして自由に使えます。それに、債権者への返済に充てられる財産はあくまでも破産者の保有するものだけですから、保証人(連帯保証人)になっている家族や知人などは破産者の代わりに保証債務を負担しなければならなくなりますから、場合によってはその保証人も一緒に破産した方がよいこともあります。

最後に、免責手続きをとることで、破産者の借金返済義務はなくなります。このため、破産者も、家族も、財産の保有を何年間も制限されないことはなりません。ただ、借金の原因に問題がある場合や、財産を隠匿している場合など免責が認められないこともありますので注意してください。

これで破産についての誤解は解けたと思います。債務整理の方法いろいろありますので、誤解や思い込みで選択肢を狭めてしまふ前に専門家に相談して、自分に合った方法を見つけてください。



◆島根県弁護士会法律相談センター(電話)  
0852・21・3450、予約受付時間は平日9時~12時、13時~17時)